

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

（県例規集登載）

産業振興課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 保安林の指定予定

○ 道路の区域変更

治山課

道路整備課

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

〃

〃

○ 公共測量の終了

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【監査公表】

○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表

監査事務局

目次

担当課（室）

令和6年7月12日 岡山県公報 第12616号

◎岡山県告示第三百三十七号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年七月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表産業労働部の部産業振興課の項1中「第1条第4項」を「第1条第5項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

ホリエ薬局

総社市駅前一―八―七二

令和六年六月一日

医療法人 道照会 竹内医院

瀬戸内市牛窓町牛窓四九四九―二四

令和六年七月一日

あしたか薬局沖新町店

倉敷市沖新町九二―二二 第二大高ビル一〇二

令和六年七月一日

つばめ薬局

勝田郡勝央町小矢田六一五―一

令和六年七月一日

◎岡山県告示第三百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年七月十二日

指定を更新した医療機関

名称

れんげ薬局

所在地

総社市中央六一五―一九

岡山県知事 伊原木 隆 太

更新年月日

令和六年七月一日

◎岡山県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和六年七月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市伊里中字トフト一七の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年7月12日 岡山県公報 第12616号

◎岡山県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下土井下加茂線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
加賀郡吉備中央町上田東字御崎前九四番 二地先から 加賀郡吉備中央町上田東字ソウヅメン九 三番八地先まで	新	九・五 一・〇	三一・五
加賀郡吉備中央町上田東字御崎前九四番 二地先から 加賀郡吉備中央町上田東字ソウヅメン九 三番八地先まで	旧	一〇・〇 一五・〇	三一・五

令和6年7月12日 岡山県公報 第12616号

〔三六〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方九五〇番地二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

代表者の氏名 代表取締役 山口 普

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 コムパス株式会社

住所 岡山市南区富浜町一番一五号

代表者の氏名 代表取締役 植野 博美

（変更後）名称 コムパス株式会社

住所 岡山市北区下中野一二二二の一七

代表者の氏名 代表取締役 植野 伸

4 変更年月日

平成二十六年九月二日

二 届出年月日

令和六年七月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年七月十二日から同年十一月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和6年7月12日 岡山県公報 第12616号

〔三六一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ金光店、（仮称）ほっともつと浅口金光店
所在地 浅口市金光町占見新田四六の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(2) 名称 株式会社プレナス

住所 福岡県福岡市博多区上牟田一丁目一九番二一号

代表者の氏名 代表取締役 塩井 辰男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）名称 ザグザグ金光店

（変更後）名称 ザグザグ金光店、（仮称）ほっともつと浅口金光店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

イ 設置者追加

（変更後）

ア 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

イ 名称 株式会社プレナス

住所 福岡県福岡市博多区上牟田一丁目一九番二一号

代表者の氏名 代表取締役 塩井 辰男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

イ 小売店舗追加

（変更後）

ア 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

令和6年7月12日 岡山県公報 第12616号

イ 代表者の氏名 代表取締役 森 信
名称 株式会社プレナス

住所 福岡県福岡市博多区上牟田一丁目一九番二一号
代表者の氏名 代表取締役 塩井 辰男

4 変更年月日

令和七年二月二十八日(予定)

二 届出年月日

令和六年六月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年七月十二日から同年十一月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三六二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ金光店、（仮称）ほっともつと浅口金光店
所在地 浅口市金光町占見新田四六の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(2) 名称 株式会社プレナス

住所 福岡県福岡市博多区上牟田一丁目一九番二一號

代表者の氏名 代表取締役 塩井 辰男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

（変更前）五十台

（変更後）三十台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）A棟西側（荷さばき施設一） 三十二平方メートル

（変更後）A棟西側（荷さばき施設一） 三十二平方メートル

B棟南側（荷さばき施設二） 二十四平方メートル

二箇所（荷さばき施設二箇所合計） 五十六平方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）A棟西側（廃棄物保管施設一） 九立方メートル

（変更後）A棟西側（廃棄物保管施設一） 九立方メートル

B棟南側（廃棄物保管施設二） 四・五立方メートル

二箇所（廃棄物保管施設二箇所合計） 十三・五立方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）株式会社ザグザグ 二十四時間

（変更後）株式会社ザグザグ 二十四時間

株式会社プレナス 午前十時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）株式会社ザグザグ 二十四時間

（変更後）株式会社ザグザグ 二十四時間

株式会社プレナス 午後十時

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで

令和6年7月12日 岡山県公報 第12616号

(変更後) 荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで
荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

令和七年二月二十八日 (3 (1))

令和六年六月二十九日 (3 (2))

二 届出年月日

令和六年六月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年六月十二日から同年十一月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課

令和6年7月12日 岡山県公報 第12616号

〔三六三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市巨勢地内	測量区域
公共測量（基準点測量、路線測量）及び現地測量	測量の種類
令和六年六月二十五日	終了年月日

〔三六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字立岩三一九三番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島町連島一四二番地二九八フアーシルA二〇一

瓜生 敏浩

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二日岡山県指令建指第四七号

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和六年七月十二日

岡山県監査委員	高橋
岡山県監査委員	福島
岡山県監査委員	島恭
岡山県監査委員	美義
岡山県監査委員	保正
	子徹

令和6年7月12日 岡山県公報 第12616号

監査対象団体 (監査対象団体を所管する県の部局)	監査実施年月日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県育英会 (教育庁)	令和6年1月29日	令和6年3月26日
監査の結果（指摘事項） 令和4年度末の奨学金未収償還金が、前年度末に比べ総額は減少しているものの、318,191,616円と多額になっており、早期解消が必要である。		
措置の状況 当育英会では、奨学金の返還督促業務に従事する書記、嘱託、電話督促員を配置し、口座振替前の口座への入金依頼、口座振替不能者への再振替に係る入金依頼等により滞納を未然に防止することに努めている。 また、近年特に取組を強化している口座振替不能者及び現年度分払込用紙による返還義務者のうち未納となっている者に対して、迅速な電話による督促に加え、過年度分滞納者のうち既に最終返還期限を迎えている者に対する電話及び訪問による督促を継続することにより、令和5年度決算では、昨年を引き続き、前年度末に比べて未収償還金が減少している。 長期滞納者に対しては、引き続き、分割返還申請書の提出を求め、計画的な返還の意識付けを強化するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、積極的に法的措置を講じる。さらに、コンビニ収納等返還しやすい環境の周知を図り、返還率向上を図ることとする。		